

議事日程第4号

令和2年9月18日（金曜日） 午前9時45分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第76号 財産の取得について

議案第77号 財産の取得について

日程第3 議案の審査及び採決 10件

議案第69号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第70号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第71号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第73号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第74号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

議案第76号 財産の取得について

議案第77号 財産の取得について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

議会議務局長 中 村 治 彦

書 記 大 脇 敬 之

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

会議を始めます前に2点ほど皆さんにお話があります。

まず1点目は、ポロシャツの話は後にしますが、報道関係者、また御嵩町の報道、議会事務局等による写真撮影の許可の申出がありましたので、それをまず許可いたします。

それと、本日は議員全員が同じポロシャツを着て、この定例会最終日に臨んでおります。議場内で全員がそろいのポロシャツで会議をするのは、当議会初めての試みではあります。

まず、すみませんが、議員の皆さん全員少しお立ちください。

前面には、戦国武将最強の可児才蔵という文字と右側にミーモくんの可児才蔵バージョン、それをあしらいました。

くると回って背中を少し見せてください。

背中には、まさに本日、令和元年度に御嵩町が買い求めました落合芳幾による、これは正式には「太平記三十六番相撲」の可児才蔵バージョンであります。28番目らしいですけど。

ありがとうございます。着席ください。

分かっていたかと思いますが、このマスクもそうです。マスクも可児才蔵のマスクでわいわい館で売っております。これはあゆみ館で作っていただきまして、わいわい館で販売しているそうなので、ぜひ皆さんお求めいただきたいと思っています。

私たち御嵩町議会では、昨年末から始まった新型コロナウイルス感染症の対策では、微力ではありますが、町執行部と共に感染症拡大防止に取り組んでまいりました。しかし、まだまだ収まる気配のないこのコロナ禍、人が多く集まるイベント等が中止されている中で、議会として何か町民を元気づけるメッセージを送りたい、御嵩町をPRする一助になりたいと常々考えてまいりました。

議長といたしましても、他議員で今議会の中でコロナのメッセージを発信しておられる議会も2議会ほどありますが、そのことも考えておりましたが、議員の中から今回の才蔵ポロシャツと才蔵マスク着用での定例会に臨みたいとの提案がありましたので、実行することになりました。

議員の皆様には、さらなるメッセージ発信とPRのため、定例会終了後に中山道みたけ館で延長されている企画展、重要文化財、願興寺本堂大修理と御嶽宿わいわい館の可児才蔵武功伝承館を見学しますので、よろしくお願ひします。

執行部の皆様には、町内外に少しでも明るい話題を届けたいという私たちの熱い意を酌んで

いただき、このようなスタイルでの議会に臨むことをお許しいただきますようよろしくお願
い申し上げます。

ただいまの出席議員数は 11 名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11 番 岡本隆子さん、12 番 谷口鈴男君の 2 名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。

追加議案として提出されました議案第 76 号及び議案第 77 号を議題として上程し、提案理由
の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第 76 号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第 76 号 財産の取得について説明いたします。

追加議案つづりの 1 ページをお願いいたします。

財産を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもので
ございます。

取得する物品は、新型コロナウイルス感染症対策物品用防災倉庫 5 基です。取得の方法は指
名競争入札。取得金額は 770 万円。取得の相手方は岐阜県美濃加茂市古井町下古井 672 番地、
岐阜防災株式会社、代表取締役 日比野正でございます。

追加議案資料つづりの 1 ページをお願いいたします。

売買仮契約書を掲載しております。

また、2ページには入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第77号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第77号 財産の取得について説明をさせていただきます。

追加議案書2ページをお願いいたします。

財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、新型コロナウイルス感染予防用体温検知カメラ18台でございます。取得の方法は指名競争入札。取得金額は558万3,600円。取得の相手方は岐阜県多治見市宝町3丁目97番地、株式会社中川、代表取締役 中川晃志でございます。

追加議案資料つづりの3ページを御覧ください。

こちらは売買仮契約書の写しとなっております。

4ページには入札執行結果公表一覧表の写しがございますので、お目通しをいただければと思います。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時といたします。

午前9時53分 休憩

午前9時57分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第69号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

補正予算書の2点お伺いします。

15 ページの出産育児一時金繰出金 196 万円増額した分の、すみません、説明を聞き漏らしたいたのかもしれませんが、この増額分について説明をお願いします。

それと、18 ページの橋梁維持工事、今回減額されていますけれども、この橋梁というのはどこの場所だったか教えていただきたいと思います。

2点お願いします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

出産育児一時金につきましては、当初6件の見込みでございましたが、昨年度出産分につきまして5件を今年度支出したことによりまして、今年度の母子手帳の発行状況からも年間13件と見込んで計上しております。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

建設課長 早川均君。

建設課長（早川 均君）

大沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問にありました橋梁でございますけれども、上之郷地区美佐野地内の木屋洞橋でございます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

出産一時金なんですけど、6件分を今年、当初計上して、昨年の5件分を支出したので、残り

1 件分になってしまっていて今回追加補正をするということですが、予算的には1年の13 件分というのは、昨年の5 件も含めた13 件なのか、もうぼちぼち母子手帳も交付されているので、今年度に出産される方の人数というのは大体把握できていると思うんですが、その辺について御説明をお願いします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

今回の年間13 件につきましては、昨年度出産分を含んだ状態でございます。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

補正予算書の20 ページですが、公民館費の役務費、手数料ですが、補正予算額405 万2,000 円、伏見公民館のPCBの処理手数料を予算化していますが、総務防災課が令和2年3 月補正でPCBの廃棄物処理運搬手数料348 万9,000 円を繰越しております。

北九州PCB処理事業所へ運搬手数料、処理費だと思うんですけども、既に発注されているか分かりませんが、一緒に行うとなれば、それだけ経費も幾分安くなるかなというふうに思うわけですが、そういった連携と調整は何かされておられますか。その辺のところをお聞きます。

それと、もう一点ですが、同じく20 ページですが、工事請負費の施設維持工事費補正額39 万9,000 円、これは御嵩公民館の合併処理浄化槽のフロア取替工事だというふうに聞いておりますが、21 ページの海洋センターの合併処理浄化槽、フロアの取替工事、これは2 基ということで、100 万円予算化しておりますが、こちらのほうは二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を受けてということで補助金が入っておりますが、同じフロアでございますが、御嵩公民館はこの補助金がなかったのか、その辺のところだけお聞かせください。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 古川孝君。

生涯学習課長（古川 孝君）

ただいまの奥村議員の質問についてお答えいたします。

まず1 点目、PCBのほうですけれども、こちらPCB処理事業を行いますJESCOさん、

中間貯蔵・環境安全事業株式会社となりますが、こちらのほうに確認を取りましたところ、同時搬入も大丈夫ですという確認をいただきましたので、現在、その先のことを調整し、また今後、収集、搬送業者等の調整を踏まえて、少しでも減額できるよう努めたいと考えております。

また、2点目の合併浄化槽のほうですけれども、こちら補助要件がございまして、公共下水道の供用開始エリアじゃないこと、また7年以内に公共下水道エリアにならないことということが条件になっております。

海洋センターにつきましては、補助対象になりますが、御嵩公民館につきましては下水道供用エリアですので、こちら対象外となりますのでよろしくお願いいいたします。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 69 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 70 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 70 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 71 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 71 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 72 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

一般会計からの繰入金 962 万 6,000 円がございますけれども、歳出のほうを見ますと、この包括的支援事業、任意事業で 329 万 5,000 円、これは人件費というふうに伺ったんですが、残りの 633 万 1,000 円についての御説明をお願いいたします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の繰入れ 962 万 6,000 円のうち 329 万 5,000 円は、地域支援事業費の人件費の増ということでございますが、残りにつきましては、令和元年度の地域支援事業費の精算に伴うものでございますので、歳出するものではございません。よろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 72 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 73 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 73 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 74 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 74 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決を行い

ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 75 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 75 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第76号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第77号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 77 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第 1 号から第 6 号までの計 6 件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました 6 件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に総務建設産業常任委員会に付託しました認定第 1 号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第 6 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 3 件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

報告させていただきます。

ピンク色の委員会付託事件審査報告書の 1 ページのほうをお願いしたいと思います。

令和 2 年 9 月 16 日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田

儀雄。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和2年第3回定例会の9月8日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和2年9月15日。

2. 審査事件名、認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおりに適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については、民生文教常任委員会委員長からの審査報告書を受け、当委員会にて審査を行いました。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

次の2ページ、3ページにつきましては、民生文教常任委員会委員長から私宛ての報告書です。お目通しをお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず初めに、認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題と

します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 安藤雅子さん。

民生文教常任委員会委員長（安藤雅子君）

では、報告します。

令和2年9月14日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 安藤雅子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和2年第3回定例会の9月8日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和2年9月11日。

審査事件名、認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を

行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

全て上程させていただきました議案については議了していただきましたことも、併せてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

安倍総理の突然の辞任ということで、新総理が誕生しました。全国的に同じような形で、いわゆる政治も行政も進んでいくのであれば、それは御嵩町も同じように乗り遅れないようにしていかなければいけませんけれども、御嵩町特有の事案というものもあります。その中で、やはり内閣として、またその下支えをさせていただいている方々の動向にも大変注視しておりましたし、心配しておりました。官房副長官も、また総理補佐官も再任ということでしたので、胸をなで下ろしたというところです。

もう一つ言うなら、今回、地方創生担当大臣になられた坂本大臣は、御嵩町が環境モデル都

市に認定された際の副大臣として、私自身、直接お会いして、その認定書を頂いてきたということでもあります。地方に非常に造詣の深い方であると。私の3代目の秘書は、大変な状態で一夜送りましたので、記憶もよみがえっているかなと思います。

ただ、これから先、コロナウイルス対策がどうなっていくのかということは、本当に見えてこないというのが現実だと思います。本来なら、既に6月頃には上京し、知事と会うべき人にお会いして御嵩町の垂炭鉱廃坑の地下充填についてはお願いして回ると。しっかりと話をさせていただいて、継続をしていくための説得をしていくということをしているわけですが、残念ながら8月に入って実現しそうではありましたが、これも中止ということになってしまいました。

したがって、今年度内の事業については確定していますが、来年度、令和3年度からの事業については、まだ確定はしていないということですので、大変その辺りは心配しております。これから、国のほうとも連絡を密に取りながら対応してまいりたいというふうに思っております。

議員の皆さんも一人一人が御嵩町の日本における唯一動いている事業について継続がされるよう、あらゆる手段でお願いをしていけるような形を整えていただきたいと思いますので、よろしく願いしまして、本日、定例会最終日、御苦労さまでございました。ありがとうございます。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして令和2年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時33分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子